



高年齢児童・青少年に対する援助・支援に関する研究の課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 神原, 知香 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003216

〈研究ノート〉

高年齢児童・青少年に対する援助・支援に関する研究の課題

大阪府立大学大学院博士後期課程

神原知香

はじめに

1997年の児童福祉法改正(以下、「法改正」と略す)では、「保護」から「自立支援」へと基本理念が転換され、施設生活から社会生活への移行を円滑にはかる援助の必要性が強調された。さらに、2003年10月に社会保障審議会児童部会から提出された「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書では、近年、その深刻化が懸念されている児童虐待へのきめ細かい対応とともに、「年長の子どもや青年に対する自立支援」が、今後取り組むべき重要な課題の一つとしてとりあげられた。

しかし、高年齢児童そして青少年への援助の具現化となると、「いつも実施の技術的困難さや、アフターケア以前にある『養護施設自体』の諸要求優先の中で、その歩みを弱められてきた」歴史がある¹⁾。そのためわが国の児童福祉実施体制は、満18才未満の児童を児童福祉法による保護対象としながらも、「児童養護の世界では、社会人として独立する年齢を一五歳とするのが常識である」といった「矛盾」を抱え込んできた²⁾。

現在、援助を必要とする高年齢児童・青少年を長期間にわたって支えているのは、主に児童自立生活援助事業(以下、一般的な呼称である「自立援助ホーム」とする)である。しかし、全国に22ホームと僅かであり³⁾、需要が供給を遙かに上回っているのが現状である。高年齢児童・青少年に対する援助の充実をはかる構想は提出されたものの、その実現を支える体制が十分に整備されるまでには、いまだ時間を要することが予想される。

こうしたことを踏まえ本稿では、まず高年齢児童・青少年への援助・支援の

これまでの軌跡をふりかえり、その特徴について述べる。その際、従来からそうした援助において中核的な役割を果たしてきた自立援助ホームに着目する。また、援助・支援の軌跡を踏まえたうえで、なぜ、高年齢児童・青少年への援助・支援が必要であるのか、そして、そうした援助・支援体制を補強してゆく手がかりをどのようにして見いだしてゆくのかということについても若干述べることにする。

1. 高年齢児童・青少年に対する援助・支援のこれまでの軌跡

ここでは、自立援助ホームの生成過程を軸に、高年齢児童・青少年に対してどのような援助・支援が展開されてきたのか、その軌跡を辿る。自立援助ホームとは、義務教育終了から20才前後までの援助を要する児童（成人も含む）に住居を提供し、就職や生活の相談、支援を行う「事業」である。しかし、自立援助ホーム入所者の大半が、虐待を受けた経験があることから、「現在の自立援助ホームは児童福祉施設のアフターケア事業・相談事業ととらえるよりも、子どもたちと起居を共にしている以上、『虐待を受けた青少年のための自立支援施設』ととらえたほうがよいであろう」といった自立援助ホーム実践者の声もあり⁴⁾、時代の変遷とともにその果たす役割も変化してきている。

(1) 就労支援の重要視

—「就職＝援助の終結」／社会へと児童を「託した」時代—

戦後処理としての要養護対策が養護施設の課題であった頃は、運営資金が潤沢ではなかったことから、中学卒業までの衣食住の充足が施設生活の先決課題であった。そのため、児童は中卒で就職してゆくことが一般的であり、就労児童まで目を向ける余力は施設にはなかったことから、就職と同時に援助は事実上終結した。児童の「社会的定着」の悪さ、つまり、仕事に定着し難いといった実状について、施設関係者のあいだから懸念の声があがっていたが、就労児童に対する援助は、「施設の恣意的又は、職員と子どもとの関わりの継続でボランティアとして行われる程度」であった⁵⁾。

高度経済成長に伴う好景気を迎えた頃には、中卒就労児は「金の卵」ともて囃され、施設で暮らす大半の児童が中学卒業とともに就職していった。当時は、「住込み就職先」という社会的な受け皿、そして、施設の代わりとなって就労児童の育ちを支え見守ってくれる「大人の存在」を社会の中に見出すことが現在よりも遙かに可能な時代であったことから、退所児童への援助は時代状況に大きく依存しながら在ったといえる。

頼れる家族の存在が希薄であるがゆえに、児童が経済的に安定した生活を獲得することがとりわけ重視され、そうした意味からも就労支援は退所児童に対する援助の支柱であった。

(2) 就労児童への生活支援

－住居を保障し、援助に児童を「引き寄せた」時代－

住込み就職先の確保がさほど困難ではなかった頃、施設で暮らす児童の大半が中学卒業と同時に施設を退所した。ところが、児童にとっては、頼れる家族、親類などがいない中、初めての仕事、初めての人間関係と慣れないことが多く、一人で社会生活を乗り切っていくにはあまりにも厳しい現実であった。また、施設での閉鎖性の中での社会生活訓練の乏しさ、対人関係の持ち方の貧しさも伴い、離職してゆく児童が次第に多く現れてくるようになった⁶⁾。東京都にある自立援助ホーム・憩いの家の広岡知彦氏は、かつて、「就職後1年以内に崩れる子どもは少なくない。その子ども達は、どうしてそうなったかが自分でもよくわからないで、もがいている。もがいているうちに、あらぬ方向に行ってしまう」と述べ、さらに「少なくとも最初の混乱期には、生活場面だけでも安定している施設場で与えて、働くとはどういうことなのかを、まず教えてあげなくてはならないだろう。それから徐々に生活場面での自立を促してゆく必要がある。このようなことを手取り足取り教えるためには、単なる職場訪問では作りにくい。施設の生活では何も問題のないよい子であったのに、社会に出ると何もできない問題児であったりすることがよくある」と就労児童と暮らしを共にしながらの援助の必要性を述べている⁷⁾。

住込みでの就職を継続することが困難になった場合、失うのは就労先だけで

はない。明日からの生活基盤をも根刮ぎ失うことを意味する。そのため、こうした就労児童の状況に対し、社会的支援の必要性を感じた関係者が、ボランティアとして活動を始めた。1953年に神奈川県立「霞台青年寮」、1958年、東京都豊島区に民間施設「アフターケア・センター」（後の青少年福祉センター）、1964年、大阪に大阪児童福祉事業協会の「清心寮」が設立され、養護施設を退所した就労児童への援助を展開した。就労先を辞め、「居住に欠ける状態」をアフターケア施設での生活保障によって一時的ではあるものの解消し、社会生活に少しずつ慣れてゆけるよう、援助が積重ねられていった。

一度社会へ出た子どもたちが再度アフターケア施設につながることは、ただ単に物理的・地理的な「居場所」を得ることを意味するに留まらない。アフターケア施設という「場」に身を置くことによって、児童は人と人との関係性の中に留まることになる。それは、児童が困難に遭遇した場合、大人からの援助に結びついてゆける道筋を担保しておくことをも意味する。社会へ出て自由になってしまえば、たとえ援助が必要と客観的に判断される場合であっても、施設が児童を引き留めておくことは非常に困難になる。また、生活上の困難があったとしても、退所後数年が経過し、特に、自らが在所していた当時を知る職員がすでに施設にいないければ、尚のこと児童の足は施設から遠のいてゆく。そのため、施設退所後に突き当たることになる「最初の混乱期」を見守るアフターケア施設という「場」は、児童にとって多様な意味において生活の「拠点」であったと言える。

(3) 施設での長期間の生活保障

－「施設内」援助の充実がはかられた時代－

先にあげたアフターケア施設は、わが国の草分け的存在であったが、好景気の折りに利用者が減り、1971年に清心寮が一般の養護施設へと転換した。また、入居者の減少とオイルショック以降の自治体の財政危機とが重なり、1979年には霞台青年寮も姿を消した⁸⁾。ところが、経済成長が終焉を迎え、高学歴化社会への移行が始まると、中卒就労児は一転して就職難となり、再びアフターケアへの需要が高まり始めた。需要を受けて、1967年には東京に「憩いの家」が

養護施設のアフターケア施設として設立され、青少年福祉センターとともに現在の自立援助ホームの先駆的存在として活発な活動を展開してゆくことになった。しかし、1973年に養護施設からの高校(対象は公立高校)進学費用の公的負担が認められるようになると、「色々な事情で進学できなかった子供だけが就職する状況の変化が、子供の質に影響を及ぼす」ことになった⁹⁾。その結果、アフターケア施設は、就労児童を支えるという役割から、社会において一人で生活していけるように育て上げるという役割を担いつつあった。つまり、従来のような「児童養護の補完」という位置づけに限界が生じてきたのである。たとえば、憩いの家では、「私たちのやっていることは、施設でやっていることと本質的に何も変わらないのではないか。年齢の違いはあっても、また働いているということはあっても、これはインケアと考えてもよいのではないか」といった議論が生まれていた¹⁰⁾。

そうした中1984年、従来までの「アフターケア施設」に代わり「自立援助ホーム」という名称が東京都の施策から生まれ、就労児童も養護の対象であり、働ける年齢に達したことと、一人で生活を維持してゆけることは異なることが認められた¹¹⁾。さらに、1988年には、国の予算事業として「自立援助事業」が認められ、また、かかる援助の必要性が従来から養護施設関係者に強く認識されていたことを受け¹²⁾、1980年代後半から1990年代初頭にかけて全国で自立援助ホームが徐々に増え始めた。こうした自立援助ホームの実践は、就労児童をも含めた養護を要する高年齢児童への援助の不足と受け皿の少なさを示し、児童養護施設、行政へと影響を与え、より長く施設で生活ができるように、あるいは中卒就労児についても施設で援助が継続できるよう、施策の整備が進められてきた¹³⁾。1988年「養護施設入所児童のうち中学卒業後就職する児童に対する措置の延長について」、1989年「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」、1992年「養護施設分園型自活訓練事業の実施について」、1996年「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」、1997年「養護施設等退所児童自立定着指導事業の実施について」¹⁴⁾ などである。

(4) 施設生活から社会生活への段階的な移行をはかる援助の重視

－施設と自立援助ホームの連携が求められる時代－

高年齢児童や青少年へのこれまでの援助・支援の軌跡を自立援助ホームという存在に焦点をあてふりかえると、高校進学保障や措置延長をはかる制度の整備など、施設「内部」における援助を充実させることによって、児童を依然不安定な状態で社会へと送り出してゆくことが極力回避されてきたことが窺える。そして近年では、さらに、そうした施設での援助とあわせて、自立援助ホームと施設が相補ってゆくことが重要視されてきている。

施設における援助が充実し、どれほど長期間施設で暮らしたとしても、やはり「家庭」に戻り、家族を頼ることが困難な児童にとって、正念場を迎えるのは、大人からの庇護がなくなる施設退所後であることに変わりない。自立援助ホームは、1997年の児童福祉法改正によって第二種社会福祉事業として法制化されたものの、第一種社会福祉事業ではないことから国から措置費は出ず、依然として運営は苦しい。そのため、自立援助ホームの運営そのものが不安定な状況にあり、児童養護施設が一方的に依存することには限界があるが、ホームは、より実社会に近い生活を入所者に提供し、一度社会へ出た児童の受け入れも可能であることから、両者の連携は児童が段階的に社会生活に馴染んでゆくうえで、今後ますます重要になるものと思われる。

2. なぜ、高年齢児童・青少年を援助・支援する必要があるのか

従来、施設の「外部」でアフターケア施設そして自立援助ホームによって担われてきた援助は、高校進学保障や措置延長といった形となって施設「内部」へと取り込まれてきた。ところが、現在の援助体制においてそうした援助は、あくまでも施設在所中の就労していない児童が対象であり、施設へ入所していない子どもや退所後一定期間が経過した場合には利用できない。また、15才を過ぎてから家庭が崩壊したり、問題が生じて保護が必要になった場合、施設が受け入れることは非常に稀である¹⁵⁾。

かつて退所児童に対して行われてきた援助が、施設「外部」から「内部」へ

と取り込まれてきたことによって逆に、同じように援助を必要としている児童のあいだに「区分」が生み出されてきたように思われる。「進学した者としなかった者」、「施設で暮らす者とそうでない者」、「法制度に乗る者とそうでない者」、「施設生活に馴染むことが出来る者とそうでない者」などといった「区分」である。施設の援助枠組みに収まりきれないと判断された児童は、制度の「狭間」へと疎外されてゆく。「狭間」に立たされた者は、援助と結びつく機会、そして「資格」を次第にそして確実に失ってゆく。18才を超えても20才未満であれば未成年であるがゆえに、家庭裁判所や保護観察所などに拘い上げられる可能性がまだ残っている。ただ、当然のことながら、成人とみなされる20才を超えれば、なおのこと行き場所はなくなり、助けを求めることは困難になる。しかし、近年、青年期の長期化が指摘されており、社会で何とかやってゆける状態を見極めるのに、年齢という尺度はもはや有効ではなくなってきている。18才もしくは20才未満で援助を終了とする援助体制のあり方と援助を要する児童の実状とのあいだには齟齬が生じているといえる。

こうした問題以外にも、高年齢児童への援助、さらには年齢を問わず長期的な支援が必要とされる理由が他にもある。ここでは主に以下の三点をあげる。

①期限を決めることの出来ない心の問題の解決

児童が抱えている養護問題、そして虐待によって受けた心の傷は、必ずしも加齢とともに解決(解消)されてゆくわけではない。むしろ、他の日常の問題と相俟ってさらに複雑化・深刻化してゆく可能性を孕んでいる。20代、30代と年齢を重ね平穏な日々を送っていても、何が引き金となってかつての傷が甦るか、本人にすら予測は難しい。心の傷はただ精神的に本人を苦しめるだけではない。傷があるということは、他者に対して信頼感を抱けないということでもあり、人間関係を取り結ぶ困難さは、その当人の生活が周囲から孤立してゆくことに拍車をかけ、生きてゆくうえで不可欠な様々な社会関係を喪失させてゆく。

②施設生活と社会生活との違い

施設で暮らしているあいだは衣食住が保障され、外部の世界から児童は護ら

れている。ところが一旦施設を退所すると、「何もかも保障されてきた生活」は一転して「何もかも自分で判断しなければならない生活」となる¹⁶⁾。「一人で生活をし始めると、今までしないで済んでいた自活への努力が必要になってくる。一人でお金を管理すること、一人で起きて会社に行き、自分自身でセーブして規則正しい生活をする、一人で夜の時間をどう過ごすか、さびしさをどう切り抜けてゆくか等々は、施設を出て初めて実感することである」というように¹⁷⁾、「施設」という空間から社会へと踏み出せば、また新たに生活を築き上げてゆくことが必要になる。ただし、その道のりが容易いものでないことは想像に難くない。

一般家庭で暮らしている者の場合、当然のことながら就職後も自宅での生活を継続することが出来る。昨今ではむしろ、そうした生活形態の方がごく自然である。そして、たとえ一人暮らしを始めたとしても、何らかのかたちで実家とのつながりは保たれ、困難に遭遇した場合、いつ何時でも待避できる場所として自分の家が在る。しかし、施設で暮らしてきた児童の場合、家庭を離れ施設へ入所したものの施設という場に完全に生活の根を張るわけにはゆかず、さりとして退所すれば何もないところから試行錯誤してゆくしかない。帰る場所があるうえでの試行錯誤と帰る場所のない状況での試行錯誤とでは、同じ失敗であっても後者の場合、それは時に生活そのものを「瓦解」させてしまうほどの痛手となる。

③住居確保の難しさ

住込み就職先を確保することが困難になった昨今、帰る場所を持たない児童は、施設退所時に、ひとり暮らしを送るための住居を確保することが必要になる。しかし、就職の際の保証人同様、借家の保証人を探すことも非常に困難である¹⁸⁾。そして、保証人を得たとしても、未成年の場合、「部屋を汚す」、「たまり場になる」などといった理由から賃貸先に断られることもある。こうした一方、住込み就職先を確保できたとしても、必ずしもそこが児童にとって「居心地の良い」場所であるとは限らない。「大人でもなえてしまいそうな環境」が児童を待っていることもある。「生活行為の要」となる住居がなくては生活

は始まらず、いきおい住込み就職先に目が向くが、「住み込みにこだわる必要さえなければ、もっと条件のいい職場にいかせてやれたのに……」といった実践者の声もある¹⁹⁾。

こうした児童や青少年の実状をふまえ、自立援助ホームでは、心の傷を癒してゆくことを援助の基軸とし、何とか一人で社会でやってゆけるよう生きる意欲を養うことに力が注がれ、利用者がホームを離れた後も長くかかわり続けることが何よりも重視されている。そして、児童相談所のみならず、家庭裁判所、少年院、病院、婦人保護施設等、あらゆるところからの依頼を事情が許す限り受け容れ、援助の網の目から漏れ落ちてゆく者をくい止めるべく活動が展開されている。

3. 自立援助ホームの量的拡充と存続をいかにしてはかるのか ということについて

先にも述べたような児童・青少年の実状がある中で、現在の援助・支援体制を盤石にしてゆくうえで何が求められているのか。現時点では、従来からあらゆる児童を含み込みながら援助を展開してきた自立援助ホームの量的拡充と存続をいかにしてはかってゆくのか、その方策を検討することがまず必要であると思われる。

自立援助ホームの量的拡充と存続をはかるうえで必要なこととして従来から指摘されてきたことは、まず第一に、いかにして財源を確保し運営を安定させてゆくのかということである。無認可・未認可のホームはもちろんのこと、第二種社会福祉事業として認可を受けたホームでさえも慢性的に財源が不足している。バザーの開催や寄付金の募集、職員が内職を請け負うといった自助努力とともに、設立後、運営が何とか軌道に乗るまでのあいだ、委託費が確実に支給される機関との連携に重点を置き、運営基盤を固めたホームもある²⁰⁾。国から認可を受けるには、各地方自治体が自立援助ホームの必要性を認めることが前提となる。つまり、地方自治体が支出しない限り、国からは補助金が支給さ

れない仕組みになっている。ホームの財源不足は運営を不安定にさせるばかりでなく、人件費の問題につながり、それが厳しい労働条件を生じさせるとともに、人材の確保・育成にも影響を及ぼす。また、第二には、人材確保とも関連して、そもそも設立を目指す担い手がいるのかといった問題がある。たとえば横浜市では、行政が中心となって「横浜市自立援助ホーム基本構想委員会」を発足させ、東京の1.5倍の予算をつけて設立者を求めたが、「肝心の担い手がなかなか見つからず、一時は話がつぶれかけた」という²¹⁾。

担い手の不在といった状況の背景には、先にも述べた苛酷な労働条件といったことが少なからず影響しているものと思われる。自立援助ホームの中でも、一組の夫婦によって運営されている場合には、実質的な勤務状態は「24時間年中無休」である。体力的にも精神的にも重労働となる。そうした負担は、職員の加齢とともに増大してゆくことが予想されるが、後継者探しも容易ではなく、職員の疲労と高齢化によってホームが閉鎖されてゆくおそれもある。特に、夫婦制の場合、ホームは入所者にとっての生活場所であるだけでなく、夫婦が暮らす空間でもあることから、他の援助者が労働の軽減を目的としてホームに入り込んでゆくことには限界もある。また、夫婦自身の私的な空間と時間が確保しにくくなり、ストレスを生みだす、夫婦の実子と入所者との兼ね合いがうまくゆくかが心配である、あるいは、運営に施設が関与していない場合、いざという時の支援体制をどのように創るのかなどといった懸念の声もきかれる²²⁾。

こうした、ホームを運営してゆく上での内部的な困難とともに、一方では、自立援助ホームそのものがどのような存在として捉えられているのか、そうしたことも量的拡充や存続には影響を及ぼしている。自立援助ホームが小規模な形態での運営を重視しているため、「施設否定論」といった誤解を招き、それが児童養護の世界において自立援助ホーム設立への関心を醸成させてゆかないのではないかといった指摘もある²³⁾。

実態を十分に反映した高年齢児童・青少年への援助・支援体制の構築には、社会的養護のあり方そのものを根底から問い直してゆく必要がある。ただ、現段階では、そうした援助・支援の要である自立援助ホームの量的拡充と存続の道筋を模索してゆくことが重要であり、また、最も現実的な対処方法ではない

かと思える。しかし、この一方で、現時点では、重要といえどもそうした道筋を探るべく自立援助ホームに対する研究を深めてゆくことには、一定の限界があることも事実である。

全国の自立援助ホームの大半が、公的補助が始まった1980年代後半から1990年代初頭にかけて設立されている。つまり、実践の蓄積も自立援助ホームそのものについての研究の蓄積も依然発展段階にある。そのため、その量的拡充と存続を保障する明確な手かぎりを、特に実践者ではない立場から見いだすことは、難しくまた時期尚早ともいえる。現在、国の施策では、自立援助ホームへの補助金の増額が計画されているが、それが拡充にどこまで効を奏するののかについても未知数な部分が多い。

ただ、今後、量的拡充が進められてゆくにあたっては、各地域での利用がしやすいように普及させてゆくことが必要になるものと思われる。現在、全国にある自立援助ホームの約3分の1が、設立への気運が高く、行政の取り組みの早かった関東地方に集中しており、身近にホームのない地域もある。平成6年度の「自立援助ホーム連絡協議会」の調査では、全国の延べ利用者の約半数を東京都の自立援助ホームが占めている²⁴⁾。社会へ出る一步前の緊張感は、長く暮らしてきた施設で実感するには難しい場合があり、また、望ましくない人間関係を断ち切るために住環境を意図的に変える場合もある。しかし、やはり利用者は住み慣れた場所での生活を望むのではないだろうか。

4. 高年齢児童、青少年への援助・支援を整備してゆくてがかりとは

現段階では、自立援助ホームについての研究を深化させてゆくことに限界はあるものの、自立援助ホームに関する研究は、高年齢児童・青少年への援助・支援体制が、彼ら彼女たちの実状にそぐうものとして構築されてゆくうえで、何が求められているのか、それを探ってゆく際に非常に重要な示唆を与えてくれるのではないかと思われる。

「個人は、家族の中に生まれ、家族を形成することを基盤に私生活を確立させ、地域社会、職場集団、国家に別々のルートで『組み込まれ』てゆく」とい

う²⁵⁾。しかし、両親と死別もしくは生別した、あるいは、虐待（特に性的虐待）や家庭内の混乱などにより親とともに暮らせないといいた事情を抱えた児童・青少年の場合、心の問題を抱え依然不安定な状態でありながらも、たったひとりで社会へと出てゆくほかない。家庭という基盤を持たない、あるいは、それが脆弱であるがゆえに社会へと組み込まれてゆきにくいといった状況の中で、時に彼ら彼女たちは、困難に遭遇しながらも支えてくれる相手を見つけられず、まるで澱のように社会の底部へと沈み込んでゆくといった危険性を孕ませている。

そのため、長期的な「縦」の援助を提供する自立援助ホームのような存在は重要であり、高年齢児童・青少年への援助・支援体制の早急な整備が喫緊の課題となってくる。その際、自立援助ホームの量的拡充のように、いかにしてそうした援助・支援体制を創りだしてゆくのかといったことと共に、どのようにして児童・青少年を援助に結びつけてゆくのかということも検討してゆく必要があるように思われる。

今後の研究においては、そうしたことをふまえ、まずは、援助を必要としている児童もしくは青少年がどのようにしてそうした援助へと結びついてゆくのか、特に、「子どもたちが社会に出ていく、最後の接点」となる自立援助ホームにどのようにしてつながってゆくことになったのかということ、これまで参加してきたある自立援助ホームについての調査において収集した情報をもとに、考察を進めてゆきたいと考えている²⁶⁾。

なぜ家庭において暮らせなかったのか（なぜ、援助が必要になったのか）、利用者は自立援助ホームにどのようにしてつながったのか、虐待や売春、覚せい剤の使用などといった形で顕在化している問題（自立援助ホームへの入所理由とされているもの）の本質は結局のところ何なのか、そしてホームをどのようにして退所していったのかということ、ホーム利用者の家庭状況（両親および同居者の状況、経済状況など）、入所経路、入所理由（入所の直接的要因と捉えた方がより適切と思われる）、退所理由（退所の要因、退所時の状態）などが、それぞれどういった連関になっているのかをまず分析し、援助に児童がつながるまでの過程にはどのような要因があるのか、それを見いだしてゆく

ことが現時点では重要ではないかと考えている。

おわりに

青少年福祉センターの長谷場夏雄氏は、かつて、施設を退所した子どもたちの家庭が社会一般の家庭に近づくまでには、「うまく行っても、きっと二代も三代もかかる」と述べたが²⁷⁾、それほど、援助を必要としている児童の先行きというのは前途多難だといえる。しかし、彼ら彼女たちをしっかりと支える仕組みがあれば、児童の将来が大きく変わってゆく可能性は多分にある。その仕組みをより児童の実状に即して見いだしてゆくことが、今後の研究においては重要ではないかと思われる。

【注】

1) 長谷場夏雄「養護施設児童のアフターケア」全社協養護施設協議会『養護施設三十年』1976年 241頁より引用。

なお、文中、「高年齢児童・青少年」と表記している理由について、以下の二点をあげる。

①満18才未満の児童は児童福祉法の対象でありながらも、就労児童もしくは15才以降に問題が生じた場合、施設への入所は難しい。つまり、15才から満18才未満までの援助体制の対象となるのは、一部の限られた者だけというのが実状である。しかし、本来、満18才未満までの援助は保障される必要がある。

②満18才未満を上回っても満20才未満であれば民法のうえでは未成年者であり、また、実質的にも援助を必要としている者は少なくない。

児童福祉法の対象年齢でありながら援助の対象に含まれない、あるいは、児童の実状と援助が打ち切りとなる年齢とのあいだには大きな隔たりがあるといった現状を強調するために、「高年齢児童・青少年」と表記した。

2) 青少年と共に歩む会編『静かなたたかい 広岡知彦と「憩いの家」の三〇年』朝日新聞社 1997年 91頁より引用。

3) 全国の自立援助ホームの総数22とは、以下の資料を参考にして確定した。また、「現在」とは、2000年3月現在である。

1. 全国自立援助ホーム連絡協議会『全国の自立援助ホーム－40年の歴史と20の実践－』2000年.
2. 全国自立援助ホームセミナー埼玉大会実行委員会『全国自立援助ホームセミナー埼玉大会報告書』2000年.
3. 全国自立援助ホーム連絡協議会『自立援助ホームを全国へ－全国自立援助ホーム実態調査－』1994年.

なお、自立援助ホームは、1997年の児童福祉法改正によって第二種社会福祉事業として法制化された。

- 4) 遠藤浩「子どもの自立支援とグループホーム」『社会福祉研究』第87号 2003年 75頁より引用。
- 5) 全国養護施設協議会『自立援助事業小委員会』1997年 10頁より引用。
- 6) 前掲書2) 青少年と共に歩む会
- 7) 前掲書2) 青少年と共に歩む会 111-112頁より引用。
- 8) 霞台青年寮、清心寮はいずれも、「養護施設」として法的に位置付けられ、発足当時から措置費が支弁されていた。「就労可能児を受け入れるという養護施設は、この2施設以降にはほとんど見られなくなった。」(大阪弁護士会「自立援助ホーム調査報告書」全国自立援助ホーム連絡協議会『平成12年度全国自立援助ホームセミナー～子どもの自立を支えていくために～』2000年 117頁より引用)。
- 9) 福田垂穂、浜野一郎、秋山智久、広岡知彦、大塚乙子「新しい社会的養護の動向と展望－脱施設化とグループホームの可能性－」『明治学院論叢 社会学・社会福祉学研究』第332号 1982年 24頁より引用。
- 10) 同掲論文9) 23頁より引用。
- 11) 1984年から始まった「東京都自立援助ホーム制度」は、「義務教育終了後、就職する児童が精神的、社会的に自立が困難な状況にあることを鑑み制度化されたもので、その目的は、要項第一条に「自立援助ホームは、養護施設の退所児童等であって義務教育終了後就職したもののうち、なお援助が必要と認められる児童を入所させて生活指導を行うこと等により、それらの児童の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与することを目的」としたものであった。(青少年福祉センター編『強いられた「自立」』ミネルヴァ書房 1989年 59頁より引用)。
- 12) 村井美紀「『自立』と『自立援助』」全国自立援助ホーム連絡協議会『全国の自立援助ホーム－40年の歴史と20の実践－』2000年 240-252頁。
- 13) 桜井智恵子「養護論にみる自立に関する論点－『児童養護』1980年代議論を手がかりに－」『青少年問題研究』47号 1998年。

- 14) 最初のもの、現在も児童養護施設において重要な役割を果たしている養護施設分園型についての内容を簡潔に整理すると次のようになる。
- ①昭和63年3月29日「養護施設入所児童のうち中学卒業後就職する児童に対する措置の継続について」
- 養護施設退所者は、よりどころとなる家庭に恵まれないことから、就職後、比較的短期に離職する傾向が見られる。そこで、養護施設入所児童のうち中学卒業後就職する児童等について、一定期間（就職後概ね6ヶ月程度）入所措置を継続し、自立の促進を図ることとした。
- ②平成4年4月10日「養護施設分園型自活訓練事業の実施について」
- 施設入所児童が施設を退所する前の一定期間に地域の中で生活体験を行い、併せて必要な訓練を行う。対象児童は1年以内に社会的自立を予定している児童。訓練期間は就職前概ね1年間で、訓練開始は高校3年進級時等とすること
- 厚生省児童家庭局企画課『児童家庭法令通達集 児童福祉（Ⅰ）（Ⅱ）』中央法規を参考にした。内容の説明文は、原文のままではなく、多少変化させてある。
- 15) 全国自立援助ホーム連絡協議会『自立援助ホームを全国に』1994年。
- 16) 前掲書2) 青少年と共に歩む会 111頁より引用。
- 17) 前掲書2) 青少年と共に歩む会 135頁より引用。
- 18) 保証人問題については、従来から個人的な対応ではなく、制度的な対応を図るべきであるとの意見が出されてきた。1996年から東京都では、「自立援助促進事業制度」が発足し、施設長が保証人になり賠償の責任が生じた場合、就職の場合一五〇万円まで、アパートの場合三五万円までが保証されることになった。しかし、手続きが煩雑であるうえに、この制度を使うことによって「わけありの子」といった印象を与えてしまい、交渉が成立しない場合も想定されることから、利用が進んでいるとは言い難い状況である（武田陽一「自立援助ホームの子どもたち」平湯真人『施設で暮らす子どもたち』明石書店 2000年 106頁参照）。
- 19) 澁谷和久、藤家武「巣立ちの庭から 自立援助ホームの2年半②」『神戸新聞』1996年12月18日。
- 20) 全国の自立援助ホームのうちの一つである阿倍野ミカエラの家（職員）への聞き取りによる。この聞き取り調査は、2000年5月から始められたミカエラの家に関する調査（研究代表者土井洋一 平成12年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書『日本における社会福祉施設の歴史的研究』（11410055）平成13年3月）において行われたものである。
- 21) 近畿弁護士会連合会 子どもの権利委員会『施設で暮らす子どもたちの人権－虐待

を受けあるいは親とともに暮らせない子どもたちのケアと権利擁護―』2002年 453頁より引用。

22) グループホーム研究会『グループホーム研究』Ⅰ、Ⅱ（1983年、1987年）、小舎制養育研究会『グループホーム研究』Ⅳ、Ⅴ（1993年、1995年）を参考にした。

23) 同掲書22)を参考にした。

24) 前掲書5)。

25) 岩田正美『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房 2000年 20頁より引用。

26) この調査は、脚注20)で示している調査と同じものである。筆者は、この調査の開始時から、事務局として、筆者以外の大学院生1名、学部生7名と共に参加することになった。調査においては、土井教授以下、筆者を含めた大学院生2名と学部生7名が共同して、阿倍野ミカエラの家の概要、設立当初からの入退所女子児童一人ずつの生活歴、入所に至るまでの経緯、在所中の様子、退所後の動向などについて職員にききとりを行った。つまり、今後使用することを予定している調査で得た情報というのは、筆者が単独で収集したものではない。

また、この調査は、研究代表者土井洋一 平成12年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書『日本における社会福祉施設の歴史的研究』（11410055）平成13年3月）において、一度中間報告としてまとめられ、まもなく最終報告書が完成する予定である。

27) 前掲論文1)長谷場 241頁より引用。